

○山梨市公共交通利用通学者支援補助金交付要綱

令和6年3月26日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等への進学を契機とした若者世代等の人口流出を抑制し、本市への定住促進を図るため、県外の大学等に通学する者に対し、通学定期券購入費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 鉄道会社において発券する通学用の定期券をいう。
- (2) 大学等 鉄道会社によって通学定期券の発行が可能である学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山梨市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 県内に存する駅から鉄道を利用して県外の大学等へ通学をする者で平成29年4月1日以降に通学を始めたもの
- (3) 鉄道会社から通学定期券の発行を受けている者
- (4) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンに登録している者
- (5) 山梨県が鉄道通学定期券購入費補助制度アンケート調査実施要領に基づき実施するアンケート調査について、市が本要綱に基づき交付決定した日の属する年度の10月から3月までに回答できる者

(補助対象期間)

第4条 補助金の額の算出の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助対象者がその通学する大学等を卒業するまでの間のうち第6条の申請をした日の属する年度の初日から末日までの通学定期券の有効期間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が購入した通学定期券の購入額の2分の1の額とし、1月当たり2万円を上限とする。

2 前項の補助金の額の算出に当たり、1月に満たない月の補助金の額は日割り計算により算出するものとし、その算出された補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期日までに、山梨市公共交通利用通学者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 在学証明書。ただし、各年度2回目以降の申請の場合は、大学等に在学することがわかる書類(学生証の写し等)で可とする。

(3) 通学定期券の購入額、利用期間及び利用区間を証明するもの(購入済みの通学定期券の写し等)

(4) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンの登録状況を証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとし、山梨市公共交通利用通学者支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金額の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による交付申請の内容に変更があるとき(補助金の額の増減を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。)は、市長に対し山梨市公共交通利用通学者支援補助金変更交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、山梨市公共交通利用通学者支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)によ

り、当該交付決定者に通知するものとする。

(辞退)

第9条 交付決定者は、その交付の決定に係る補助金交付を辞退するときは、市長に対し山梨市公共交通利用通学者支援補助金交付辞退届(様式第6号)を提出しなければならない。

(補助金の交付時期及び方法)

第10条 補助金の交付は、原則として年2回とし、市長が別に定める期日に支払いを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、随時に補助金を交付することができる。

3 補助金の交付方法は、銀行等口座振込とする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。

(3) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。

(4) 補助金交付決定後の補助対象期間中において、通学定期券の払戻しをしたとき。

(5) 第3条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき。

(6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをするときは、山梨市公共交通利用通学者支援補助金取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとし、補助金の返還を命ずるときは、山梨市公共交通利用通学者支援補助金返還通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。これらの場合において、補助金の交付の取消期間及び補助金の返還額は、通学定期券の利用日数等を考慮して市長が決定するものとする。

3 前2項に規定する補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還により、交付決定者が損害を受けた場合、市はその賠償の責めを負わない。

(実証調査の実施)

第12条 市長は、本事業に係る予算の適正な執行のため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は職員に実証調査を行わせることができる。

(協力)

第13条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により情報の提供その他の協力を求められたときは、可能な範囲でこれに応えなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、前条の規定により得た情報について、氏名、生年月日、性別、住所その他個人が特定できる情報を除き公表することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による補助金の交付の申請があったものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和7年3月3日告示第41号)

この告示は、令和7年3月31日から施行する。

附 則(令和8年〇月〇日告示第〇号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。